

## 鳥取県立総合療育センター自動販売機設置事業者募集要項

令和8年2月

鳥取県立総合療育センター

## 1 目的

この要項は施設の一部を使用して自動販売機による清涼飲料水等の販売を行う事業者を公募により選定するため、必要な手続等について定める。

## 2 提出書類の内容

本件公募に参加しようとする事業者は、別紙1「自動販売機設置事業者募集に係る条件等」及び別紙2「許可条件」を熟知の上、次の書類を提出すること。

### (1) 提案書

ア 提案書（様式第1号）

イ 使用範囲示す図面

設置場所における、次の設置機器等の投影面積の分かる図面

設置機器等（自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地）

### (2) 登記事項証明書又は身分証明書の写し

法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は市町村長の発行する身分証明書の写しを提出すること。

### (3) 納税証明書

提案書の提出日前3月以内に発行されたものであること。

ア 法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

イ 個人事業者の場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

### (4) 県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績が確認できる書類

### (5) 設置自動販売機及び清涼飲料水等のパンフレット等

（自動販売機は、別紙1の5の（1）（ア）の機能を満たすことが確認できること）

### (6) 県内の営業所等の一覧表

### (7) 提案書の4社会貢献に実績を記載する場合は、その事実が確認できる書類

## 3 その他留意事項

（1）提出された提案書等の内容に関して、電話や訪問による確認・問合せを行うことがある。

（2）提出された書類は返却しない。

（3）書類提出後の問合せには応じない。

（4）書類提出後、書類等の追加・修正は受け付けない。

（5）提出された書類や審査結果は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。

（6）審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

（7）許可期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更となった場合、鳥取県立総合療育センター院長が承認した場合は、販売価格を変更することが出来る。

## 自動販売機設置事業者募集に係る条件等

### 1 概要

#### (1) 設置する自動販売機の種類

清涼飲料水等自動販売機(清涼飲料水等は紙パック、ペットボトルで密閉容器のものに限る。)

#### (2) 設置場所及び設置台数等

設置場所	台数	年間販売実績	備考
1階交流コーナー	1台	約2,500本 (令和7年度見込)	屋内設置

#### (3) 利用対象者

鳥取県立総合療育センター利用児・者、保護者、職員等

### 2 使用許可期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

使用許可期間満了後は、契約の更新及び許可期間の延長は行わない。

### 3 使用許可面積

(1) 使用許可面積は1.65m×1.0m×2.6m(幅×奥行き×高さ)のうち設置機器等(自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地)の投影面積とする。

ただし、別紙配置図のとおり壁の授乳室表示板が隠れない範囲とする。

(2) 使用許可面積は、自動販売機設置事業者選定後に協議し、決定する。

### 4 使用料等

#### (1) 使用料

ア 使用料は別図のとおり使用面積に応じて算定するものとする。

イ 使用料は鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年鳥取県条例第7号)に基づき算定した金額によるものとする。

ウ 次の算式により算定した額をもって使用料年額とする。

(1) 使用面積1m<sup>2</sup>につき1ヶ月830円(1m<sup>2</sup>未満の端数は切り上げ)

#### (2) 取扱手数料

取扱手数料は、売上額に提案書記載の取扱手数料率を乗じた額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

#### (3) 電気使用料金

自動販売機の運転に必要な電気料金(自動販売機の使用電力量に、基本料金を含む電気料金単価を乗じたもの。)は、事業者が負担するものとする。

#### (4) 使用料等の納付

使用料、取扱手数料及び電気使用料金は、県の発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付しなければならない。

#### (5) 報告

事業者は、販売数量及び売上額を毎月取りまとめ、鳥取県立総合療育センター院長の指定する日までに報告しなければならない。

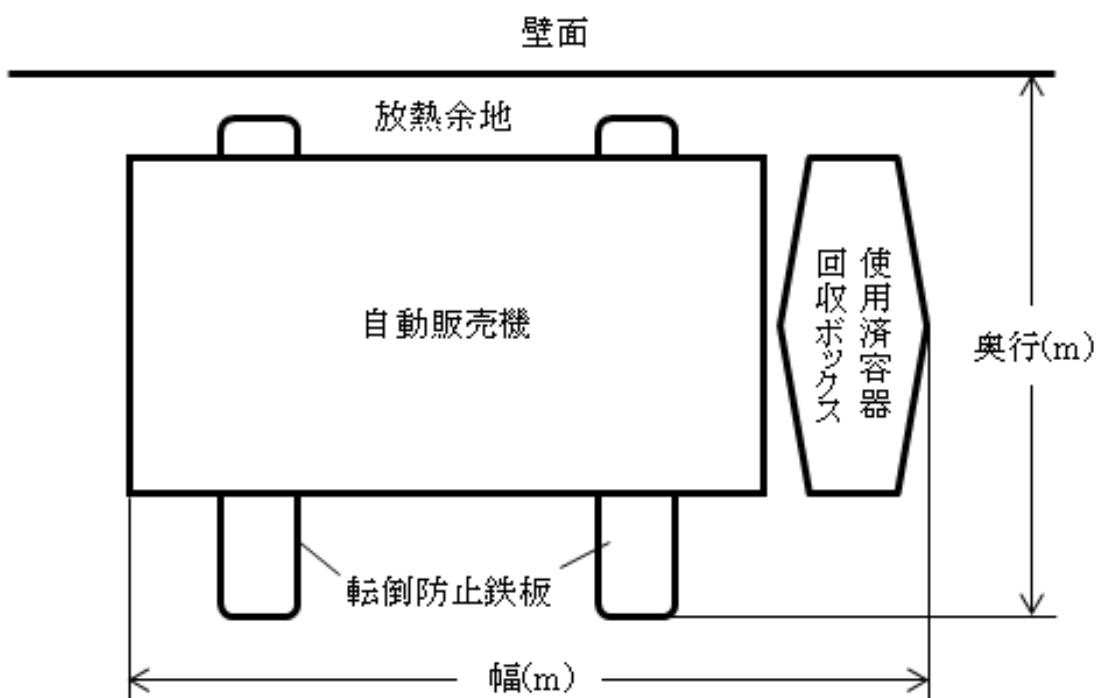
### 5 自動販売機の仕様

#### (1) 機能

- (ア) ユニバーサルデザイン対応（硬貨等投入口、商品選択ボタン、商品取出口、釣銭返却口、点字等の対応）
- (イ) 電気料金を算定するため、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格した子メーターを設置すること。
- (2) 取扱商品
- (ア) 商品提供形態 紙パック、ペットボトルで密閉容器のもの
- (イ) 取扱禁止商品 酒類
- (ウ) 紙パック商品のすべてがストロー付であること、もしくは自動販売機に持ち帰り用ストローが常備されていること

別図

**自動販売機の投影（使用許可）面積**



**使用許可面積**

$$\text{幅} \times \text{奥行} = \text{使用許可面積} \quad (1 \text{ m}^2 \text{ 未満の端数は切上げ})$$

## 許可条件

### 1 自動販売機設置日

自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）は令和8年4月1日に自動販売機を設置すること。

### 2 県有財産への出入り

自動販売機への清涼飲料水等の補充、代金回収、使用済容器の回収及び自動販売機の保全補修のため、事業者が設置場所へ出入りすることを承認する。ただし、鳥取県立総合療育センターへ立ち入る場合は、事業者及びその従業員であることが判別できるよう名札等を着用すること。

### 3 事業者は、自動販売機の維持保全を行い、次の各号の費用を負担すること。

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用
- (2) 電気料金を算定するための子メーターを設置する費用  
子メーターは計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。
- (3) 付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等
- (4) 清涼飲料水等の納入に伴う廃棄物及び使用済容器の処分

### 4 自動販売機の管理等

事業者は、自動販売機を直接管理することとし、業務を第三者に委託してはならない。  
ただし鳥取県立総合療育センター院長の承認を得た場合はその限りではない。

### 5 苦情の処理

事業者は、設置した自動販売機の利用者等からの苦情については、事業者の責任において対応するものとする。

### 6 損害賠償

事業者は、設置した自動販売機により、県又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

### 7 改善の要求

県は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対してその改善を要求することができることとし、事業者は要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。

- (1) 自動販売機の管理等が不適当であるとき。
- (2) 販売する清涼飲料水等の種類や価格が不適当であるとき。

### 8 法令、諸規則の遵守等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）、庁舎管理上の諸規則その他の法令、規則等に基づいた事業運営を行うこと。

### 9 容認事項

- (1) 県は、施設管理のため年1回程度の停電作業を行う。
- (2) 県が施設管理のため、自動販売機の移動等を事業者に依頼することがある。
- (3) 県が自動販売機の利用方法周知等のため、自動販売機に張り紙等を行う場合がある。

## 10 権利譲渡等の禁止

事業者は、県の書面による承認を得ないで使用許可物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって取得した権利を第三者に譲渡してはならない。